



3 多健保第 2093 号
令和 3 年 12 月 16 日

多摩市国民健康保険運営協議会
会長 下井 直毅 殿

多摩市長 阿部 裕行

多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（諮問）

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則（平成元年規則第 15 号）第 2 条に基づき諮問します。

記

1 諮問事項

令和 4 年度（2022 年度）多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて、意見を求めます。

2 諮問の趣旨

多摩市国民健康保険では、平成 30 年度（2018 年度）に「財政健全化計画」及び財政健全化計画を具体化していくための「第 2 期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定し、「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」、「財源の確保」の 3 項目を推進し、保険者機能強化に向けた取り組みを進めてきました。中でも「財源の確保」では、標準保険料率を参考に毎年見直し、改定率は前年度比 4%増を基本とすること、決算補填等を目的とした法定外繰入金については、15 年間を目途に削減することとしています。

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや能力に応じた負担の在り方、国保財政を健全化する観点からの法定外繰入の早期解消、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方などの検討を進めるとされ、令和 4 年度（2022 年度）と令和 6 年度（2024 年度）に予定される社会保険の適用拡大なども含め、国保運営はますます厳しい状況を迎えることが想定されます。

令和 3 年度（2021 年度）の保険税率等の見直しにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響が見通せない中で、新たな負担を求めるのではなく、市民の生活を支えていくという視点から改定を見送ることとしました。一方、令和 3 年度（2021 年度）多摩市国民健康保険税本算定結果及び国民健康保険税新型コロナ減免の状況などから、新型コロナウイルス感染症が個人所得に与えた影響は、宿泊・飲食業など特定の業種に偏ったこと、大規模な経済支援策が実施されたことなどで、想定より影響は小さいものであったと推察されます。

このような国民健康保険を取り巻く社会情勢や国の動き、国民健康保険が抱える構造的な課題、税負担の公平性などを踏まえ、令和4年度（2022年度）の多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについてどのように考えるか、貴協議会の意見を求めます。